

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(當日は、  
休む日、  
翌日)

◇ 告 示 目 次  
道路の区域の変更  
道路の供用の開始

告 示

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
県道	網代港岩美停車場線	岩美郡岩美町大字田後字向山四五番地の二の先から同郡同町大字網代字奥網代一九九番地の先まで	前 後	一・〇 四・〇	二、四七〇	
				四・〇 五四・〇	二、九七八	

### 鳥取県告示第四百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十年七月十三日から八月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十年七月十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

### 鳥取県告示第四百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十年七月十三日から八月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十年七月十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	網代港岩美停車場線	岩美郡岩美町大字田後から同郡同町大字網代まで	昭和四十年七月十三日